

キャッシュレス導入及び収入証紙の見直しについて（案）

- 行政手続の手数料や施設の利用料について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、「みやぎ情報化推進ポリシー」に基づき、令和6年度からキャッシュレス決済の導入を順次進める。
- 現在、手数料納入の際に使用している収入証紙について、令和7年度末の廃止に向けて見直しを進める。

1 窓口キャッシュレス

対面での支払が発生する所属（窓口）にキャッシュレス対応端末を導入する。

● 行政手続の手数料

現在 証紙を別に購入し
申請書に貼付して提出

導入後 キャッシュレス決済で
窓口での直接支払が可能に
→証紙購入の手間が削減

● 施設の利用料

現在 支払方法は現金のみ

導入後 現金に加えてキャッシュレ
スでの支払も利用可能に
→多様な決済手段の確保



- ①クレジットカード
- ②コード決済
- ③電子マネー

※県庁や各合同庁舎には自動券売機（現金・キャッシュレス対応）を設置し、現金による支払受付と収納事務の効率化を図る。

2 オンラインキャッシュレス

オンライン決済機能等を追加した次期電子申請システムを構築する。

● 行政手続の手数料

現在 オンライン申請
では支払は不可

導入後 申請から支払まで
オンラインで完結
→来庁が不要に



- ①クレジットカード
- ②コード決済

■スケジュール

	令和6年度	令和7年度
キャッシュレス決済導入	【R6.9月～】先行導入 運転免許更新等手続・納税証明書 (窓口キャッシュレスのみ)	【R7.2月～】全庁へ展開 (R8.3月まで完了) 各種行政手続 (許認可、免状、検査、登録、証明、試験等) (窓口キャッシュレス及びオンラインキャッシュレス)
証紙見直し		【R7.9月】 販売終了予定
		【R8.3月】 使用終了予定

■キャッシュレス決済導入手続

現在、現金または証紙により納入している手続

(主な例)

- ・パスポート発行手数料
- ・運転免許更新等手続
- ・東北歴史博物館・美術館観覧料
- ・入学者選抜出願手続
- ・県庁県民駐車場利用 等

※ 県税はeLTAXにより対応済

※ パスポート発行手数料はマイナポータルでの電子申請を活用し、令和6年2月からクレジット納付が選択可能

※ 納入通知書（道路占用料等）は国の方針に合わせ、令和8年9月までにキャッシュレス対応予定